

小田原市監査委員公表第9号

平成28年10月27日

小田原市監査委員 岡本重治
 小田原市監査委員 数馬勝
 小田原市監査委員 大川裕

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成28年7月4日付け監査第22号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	行政財産の目的外使用料の歳入科目を雑入としていた。(スポーツ課)	財政課と協議の結果、平成29年度より「行政財産目的外使用料」の科目を新設し、歳入科目を使用料に改める。
2	清掃手数料について、消滅時効完成前に不納欠損処理をしていたものがあった。(環境保護課)	従前は、1年間分の不納欠損処理を3月31日付で行っていたが、平成28年度からは、実務上は月ごとに督促状を送付していることから、不納欠損処理も月ごとにリストを出力し、その月に時効が消滅したものから行うこととした。
3	契約書に記された現場代理人の選任等の通知がなされていないものが見受けられた。(環境保護課)	平成28年度は、契約書(約款)で現場代理人の選任の届出を求めているものについては、確実に提出してもらうこととし、平成29年度からは、実務上、現場代理人の選任が必須でない契約については、契約書(約款)を見直すこととする。

4	<p>行政財産の目的外使用料の納期限について、設定の無いものが見受けられた。(環境事業センター)</p>	<p>「行政財産の用途または目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」を確認したところ、使用開始から30日以内を使用料の納付期限とするように決められている。</p> <p>今年度分の使用料の納付書については、出力するときに、設定漏れのないように確認を徹底した。</p>
5	<p>日常生活用具費の支出に必要な委任状について、誤記載があった業者名等の部分を所管課が切り貼りで修正して支出事務を執行していた。</p> <p>また、補装具費の支出事務において、宛名が他市名や未記入の見積書があった。(障がい福祉課)</p>	<p>日常生活用具費並びに補装具費の支払いに必要な書類の誤記載及び未記入については、書類の再発行を依頼するなど適切な事務の執行に努める。</p> <p>また、担当者以外にも周知を徹底し、複数人で確認をするように改善した。</p>
6	<p>契約書に記された現場代理人の選任等の通知がなされていないものが見受けられた。(保険課)</p>	<p>本件に係る業務内容等を鑑みた結果、現場代理人は必要ないという結論に至ったことから、今後、契約書(約款)からは削除する。</p>
7	<p>契約書に記された現場代理人の選任等の通知がなされていないものが見受けられた。(保健給食課)</p>	<p>契約書に記された現場代理人の選任等の通知がなされていないものがあったため、業務内容を精査し適切な業務執行に努める。</p>

小田原市監査委員公表第2号

平成29年2月28日

小田原市監査委員 岡本重治
 小田原市監査委員 数馬勝
 小田原市監査委員 大川裕

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成29年1月4日付け監査第57号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	単価契約において、契約書と異なる消費税及び地方消費税の算出方法によって支出しているものが見受けられた。(総務課)	契約書の内容を請求書のとおりに変更するものとする。支出事務の執行にあたっては、請求額を契約書と照合するなどの確認を徹底する。
2	単価契約において、契約書と異なる消費税及び地方消費税の算出方法によって支出しているものが見受けられた。(戸籍住民課)	平成28年度については、現在の契約内容に従って消費税等を計算するよう業者を指導し、正しい請求額によって支払いを行う。今後は、契約事務に細心の注意を払い、支払いに誤りのないよう確認を行い、適正に事務を執行していく。
3	支所職員等駐車場(借地)の取扱いについて、行政財産の目的外使用許可で処理していた。(戸籍住民課)	平成29年度の支所職員等駐車場(借地)の取扱いにあたっては、土地所有者からの承諾を得た上で、貸付けによって処理する。今後は、借地における職員等駐車場の取扱いについての事務に細心の注意を払い、処理誤りのないよう確認を行い、適正に事務を執行していく。

4	<p>契約書の収入印紙について、金額に誤りがあるものが見受けられた。(青少年課)</p>	<p>契約書の収入印紙の額に誤りがある旨を契約相手に連絡し、適切な収入印紙額の貼付を促すとともに、双方での確認の必要性を確認した。</p>
5	<p>契約書の収入印紙について、金額に誤りがあるものや貼付がないものが見受けられた。(経営管理課)</p>	<p>指摘を受けた契約書を対象に、印紙税法に則り、収入印紙の貼付が必要か、また正しい金額が貼付されているかを確認した。確認の結果、収入印紙が不足している契約書については当該契約の受注者に連絡し、適正な金額を貼付するよう手続きを執った。今後は、収入印紙の貼付について確認を漏らすことのないよう、印紙税確認チェックシートを作成することにより、印紙税法に則り、適切な契約事務を行う。</p>
6	<p>契約書において、契約保証金の取扱いを明確にしていないものが見受けられた。(経営管理課)</p>	<p>当該指摘事項については、以前から使用していた市立病院独自の契約書雛形において、契約保証金の取扱いが不明確であったことで生じた。指摘を受けた全ての契約書について、小田原市契約規則第29条第3号の規定する契約保証金の納付の免除規定に該当するものであることを確認した。今後は、契約締結時に作成する全ての契約書について、当該部分を管財契約課が作成した共通様式に合わせることで、契約に必要な事項を漏らすことがないようにする。</p>
7	<p>物件供給契約の執行において、物件執行調書と落札予定価格を記載した書面の予算額が相違しているものが見受けられた。(経営管理課)</p>	<p>執行調書作成時には、予算額の根拠を確認することを徹底し、その上で落札予定価格作成時において、決裁権者に設定してもらった際に、必ず当該執行調書を添えることで、適切な事務処理を行う。</p>

小田原市監査委員公表第5号

平成29年4月28日

小田原市監査委員 岡本重治
 小田原市監査委員 数馬勝
 小田原市監査委員 大川裕

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成29年3月28日付け監査第70号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	刊行物販売代金について、調定が漏れているものが見受けられた。(図書館)	<p>当該歳入は、小田原文学館にて、刊行物『文学散歩道』(100円)を1部売り上げたことにより生じたもので、小田原文学館職員から管理係担当者が領収書の送付を売り上げの都度受け、集計表に記録のうえ10日ごとに調定を行っているが、本件は記録だけに留まり、その後の調定を失念したものである。</p> <p>これは、売り上げの記録と調定を担当者1名のみで行っていたことに起因するため、今後は担当者のみ確認とせず、調定伺票に売上金額の記録を添付することで、決裁時に担当者と係長がダブルチェックをし、調定漏れを防止する。</p>
2	前回監査で指摘した児童扶養手当過払金の未返納者に対する督促を今回も行っていなかった。(子育て政策課)	<p>所属長までの決裁欄のある債権管理個票を作成した。今後は債権発生時に個票を作成し、課内で毎月1回開催している児童扶養手当の審査会時に債権管理状況を確認し、督促漏れのないようにする。</p> <p>未督促であった5件については、平成29年4月13日に督促状を発送した。</p>

3	<p>市場施設使用料について、規則で定められた納期限で徴収していないものが見受けられた。(水産海浜課)</p>	<p>市場施設使用料の容器棚については、許可期間が3年間であり、平成28年度は許可期間の最終年度であったことから調定を起案することを失念したため、今回のような事態を招いてしまった。平成29年度については、許可の初年度であることから、失念することはないが、平成30年度、平成31年度については、今回と同様のことが起こる可能性があるため、4月1日に調定を起案する案件については、調定漏れがないよう担当者及び上司(係長級)の2名で前年度の状況を必ず確認することとする。</p> <p>市場施設使用料のうち会議室使用料の徴収については、今回のような事態が生じないよう手続きの流れを作成し、課員誰もが分かるよう、壁に掲示することとした。</p>
4	<p>防犯灯維持管理費補助金について、額の確定が行われておらず、また、実績報告書の提出を補助事業者から受けていないものが見受けられた。(地域安全課)</p>	<p>防犯灯維持管理補助金の額の確定未実施及び実績報告書の未提出については、実績報告のされていない補助事業者に対し書類の提出を求め、額の確定を行うとともに、今後額の確定及び実績報告の提出に遺漏のないよう事務処理の確実な遂行を徹底する。</p>
5	<p>臨時的任用職員については6か月を超えない期間で任用を行うことができ、その後、6か月を超えない期間で更新をするところ、初めから任用期間を1年間としていた。(農業委員会事務局)</p>	<p>臨時的任用職員を雇用する際には、地方公務員法第22条第5項の規定を順守し、6か月を超えない期間で雇用するものとする。</p>

平成30年 5 月 8 日

小田原市監査委員 岡 本 重 治
小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 木 村 正 彦

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成28年7月4日付け監査第22号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	契約書に記された現場代理人の選任等の通知がなされていないものが見受けられた。(福祉政策課)	平成29年度からの事務執行については、約款及び仕様書を検討し、現場代理人が必要かどうか見直すとともに、必要と判断した業務については確実に選任等の通知を収受するよう徹底した。